

議案第126号

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年9月5日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例

川崎市教育文化会館条例（昭和42年川崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第11条関係）

種 別		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
ホ ー ル	大ホール	39,270円	62,260円	78,320円	179,850円
	第1楽屋	770円	990円	1,320円	3,080円
	第2楽屋	1,210円	1,980円	2,640円	5,830円
	第3楽屋	1,210円	1,980円	2,640円	5,830円
	第4楽屋	220円	220円	330円	770円
	リハーサル室	990円	1,760円	2,090円	4,840円
種 別		9時～12時	1時～5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分

イベントホール	区画しない場合		5,280円	6,270円	8,250円	19,800円
	区画する場合	Aホール	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
		Bホール	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
		Cホール	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
会議室	大会議室		3,190円	4,730円	8,030円	15,950円
	第1会議室		1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	第2会議室		1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	第3会議室		990円	1,210円	1,650円	3,850円
	第4会議室		1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	第5会議室		1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	第6会議室		1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	第7会議室		1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	談話室		2,530円	3,520円	4,730円	10,780円
教養室	第1学習室		1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	第2学習室		1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	第3学習室		1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	第4学習室		990円	1,210円	1,650円	3,850円
	第5学習室		1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	第6学習室		1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	実習室		1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	美術工芸室		1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	茶華道教室		1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	視聴覚教室		3,080円	4,070円	5,170円	12,320円
	料理教室		2,090円	2,640円	3,410円	8,140円

種 別		9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
分館	第1学習室	880円	990円	1,320円	3,190円
	第2学習室	880円	990円	1,320円	3,190円
	実習室	880円	990円	1,320円	3,190円
	和室	660円	770円	1,100円	2,530円

別表備考第2項に後段として次のように加える。

この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

教育文化会館の使用料を改定するため、この条例を制定するものである。